

令和3年7月30日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の不適切な事務処理

(1) 職 員 住宅都市局 係員 (30代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処 分 事 由

当該職員は、令和元年11月、補助金の申請者から提出された報告書等の書類に不備があったため、既に提出されていた補助金の申請書を含む関係書類を自ら作成し、差し替えるという不適切な事務処理を行ったもの。また、同様の行為を他にも2件行ったもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

課長級職員及び係長級職員：文書訓戒

② 処 分 事 由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 八尋、人事第2係長 三坂
電話：711-4121 (内線1351)